

○辰野町食の健康拠点施設の設置及び管理に関する条例

平成10年9月21日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、辰野町食の健康拠点施設（以下「拠点施設」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域農業と中山間地域の活性化を図るため拠点施設を、次のとおり設置する。

名称	位置
辰野町食の健康拠点施設	辰野町大字横川2,766番地

(指定管理者による管理)

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

(利用の許可)

第4条 拠点施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、拠点施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 拠点施設における秩序を乱し、又は風俗を害すると認められるとき。
- (2) 拠点施設を汚染し、又は破壊するおそれのあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他、利用が不相当と認められたとき。

(利用料)

第6条 拠点施設を利用しようとする者は、利用料を納付しなければならない。

2 利用料は、辰野町使用料条例（平成12年辰野町条例第39号）を準用する。

(利用料の減免)

第7条 指定管理者は、特別の事由があると認めたときは、利用料を減免することができる。

(利用料の還付)

第8条 既に納付した利用料は還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第40号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。